

HIKARI 光通信・知財の窓

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2013・2・10

休眠特許の活用へ ▽日本経済再生本部▽ 官民連携ファンドを設置

政府の日本経済再生本部は産業の国際競争力の強化に向け、官民連携のファンドを新たに設立する方針を固めた。企業で眠っている技術の事業化などを支援する目的だ。ファンドの規模は1000億～2000億円で調整しており、12年度補正予算案に政府の負担分を盛り込む方針。

政府系金融機関の日本政策投資銀行などが出資する「競争力強化支援ファンド（仮称）」を近く設置する。政府は数百億円を政策投資銀行に拠出し、ファンドの原資とする。企業が研究開発で一定の成果を出したにもかかわらず、事業化に至らずに眠っている技術や特許は多い。新ファンドは企業がこれらの製品化を目的とする新会社を設立したり、新規分野に進出する際に資金を供給する。

また基金による資金支援は、通常の融資ではなく劣後ローンなどを活用する。劣後ローンは金利が高いかわりに返済順位が低く、借金というより資本に近いといわれる。

企業進出を支援 ▽政府▽ 新興国の知財基盤を整備

政府は今後10年間の知的財産戦略となる「知的政策ビジョン（仮称）」を4月にも策定する。成長が見込めるアジアなどの新興国の特許制度づくりを後押しし、日本企業が進出しやすい環境を整える考えだ。

新たな知財戦略の柱の一つとして、特許に関する国際協力の拡大があげられる。近年、知財権を保護する基盤が整っていないミャンマーやカンボジアなどに日本企業による投資が活発化している。アジアの新興国で審査官の育成や関連法の整備など審査技術を伝える。現地に進出する日本企業の利便性を高めるとともに、日本

の技術流失を防ぐ狙いもある。

現在、世界の特許出願件数は日米欧中韓の5カ国・地域だけで約8割を占める。一方、東南アジア諸国やインドなどでは特許制度をめぐる課題も多い。企業が現地で開発した技術や生産手法などを国際特許で出願する場合、地元政府の体制が未整備なために審査に時間がかかり、結果的に国際特許の取得が遅れるケースが多いという。

特許庁の審決を取消し ▽知財高裁▽ 「あずきバー」商標登録認める

食品大手の井村屋グループが、棒状アイス「あずきバー」の商標登録を認めなかった特許庁の審決の取消しを求めた訴訟で、知財高裁は、高い知名度から商標登録が可能と認め、審決を取り消す判決を下した。

「あずきバー」は、小豆入りの棒状アイスとして1972年から発売されている同社の主力商品で、2010年7月には商標登録出願がされた。しかし、特許庁は「品質、原材料、形状を普通に表示しただけの商標は登録できない」とする商標法の規定を根拠に登録を認めなかった。また、同社の不服審判請求に対しても2012年6月、同じ根拠で請求を退けたため、同社が知財高裁に審決取消訴訟を提起していた。

知財高裁は「あずき」と「バー」の組合せについては「特段の独創性は認められない」と指摘したが、長年の販売実績や販売数量などから高い知名度を得ているとし、また商品名を使った書籍が同社と無関係の著者から出版されている点なども挙げ、「あずきバー」は井村屋の商品を意味するものとして広く使用されていると認定。「商品名でその製造・販売者の商品と認識できれば登録できる」とする商標法の別の規定に該当するとして、特許庁の審決を取消し、商標登録が可能と判断した。

想到容易性と拒絶理由通知について

解説

審決取消請求事件（知財高裁・平成23年（行ケ）第10315号、判決言渡し平成24年9月10日）

第1 事案の概要

原告は、平成15年12月2日、名称を「回路接続材料、及びこれを用いた回路部材の接続構造」とする特許出願をした。平成20年拒絶理由通知を受け、手続補正書を提出したが、拒絶査定を受けた。平成20年11月不服の審判を請求すると共に手続補正をしたが、平成22年12月本件拒絶理由通知を受け、手続補正書を提出したが、特許庁は平成23年8月、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。これを不服として、本件審決取消訴訟を提起したものである。

〔審決の結論〕

本願発明は、刊行物（甲10）に記載された発明及び周知の技術事項から、相違点が容易想到と判断した。

第2 主な争点

審決に係る手続違背

1 審決は、相違点3、4の判断において、その主たる根拠として甲13を挙げている。甲13は、審決において初めて開示されたものであり、審査段階における拒絶理由通知書及び拒絶査定並びに審判段階における拒絶理由通知では一切引用されていない。相違点3、4について、審決の通りに判断するのであれば、審判長は、引用文献に甲13を追加した新たな拒絶理由通知を行うべきであったのであり、そのような拒絶理由がなされていれば、出願人は、意見書を提出し、また、手続補正をすることができた。

そのような拒絶理由通知をせずになされた審決は、原告の反論及び補正の機会を不当に奪ったものであり、特許法159条2項で準用する同法50条に違背した違法がある。

第3 判決

特許庁が事件について平成23年8月23日にした審決を取り消す。

(1) 相違点3に関する判断について

審決が主引用発明として刊行物記載の発明を認定した刊行物甲10には、突起部を有する導電性粒子が記載されているが、甲10にはこの粒子の突起部間の距離に関しては記載されていない。そして、審決は、突起部間の距離の具体的数値に関して、甲13の記載のみを引用し、仮定にもとづく計算をして容易想到性を検討、判断している。

審決は、新たな公知文献として甲13を引用し、

これに基づき仮定による計算を行って相違点3の容易想到性を判断したものと評価すべきである。すなわち、甲10を主引用発明とし、相違点3について甲13を副引用発明としたものであって、審決がしたような方法で粒子の突起間の距離を算出して容易想到性とする内容の拒絶理由は、拒絶査定との理由とは異なる拒絶理由であるから、審判段階で新たにその旨の拒絶理由を通知すべきであった。しかるに、本件拒絶理由通知には、係る拒絶理由は示されていない。そうすると、審決には特許法159条項、50条に定める手続違背の違法があり、この違法は、審決の結論に影響がある。

(2) 相違点4に関する判断について

審決では、突起部の高さについても甲13の記載を挙げ、突起部の高さを50～500nmとすることが本件出願前に周知の技術事項である、と判じしている。相違点3についてと同様に甲13を副引用発明として用いて、相違点4の想到容易性を判断したものである。甲10を主引用発明とし、相違点4について甲13を副引用発明として容易想到とする拒絶理由は、拒絶査定とは異なる拒絶理由であるから、審判の段階で拒絶理由通知でその旨示すべきであったのに、本件拒絶理由は示されていない。

そうすると、相違点4について甲13の記載を挙げて検討し、これを理由として拒絶審決をしたことについては、審決には特許法159条2項、50条に定める手続違背の違法があり、この違法は、審決の結論に影響がある。

結論

以上によれば、原告主張の取消事由3には理由がある。よって、その余の点につき判断するまでもなく、審決を取り消すこととする。

第4 考察

本件は、審判において、新たに引用した文献を根拠に、拒絶の判断をしている点を、裁判所は違法と認めて、審決を取り消したものである。

出願人サイドからすると、審査官の拒絶の理由に示されていない文献を審判の段階で引用されたものであって、納得が行かないものである。

審査の段階からであれば、出願人サイドとしても、十分に攻撃・防御の手段を尽くせたものであるに、審判の段階で新たに引用された文献によるものであれば、攻撃・防御の機会を1回失った結果となる。

このケースにおいては、審判の段階で新たな文献を引用するのであれば、拒絶理由通知を出して、出願人サイドの攻撃・防御の機会を確保すべきであることは当然であると考ええる。出願人サイドとしても今後、実務の参考になる部分があるかと思われるので、紹介した。 以上

◆改正高年齢者雇用安定法◆

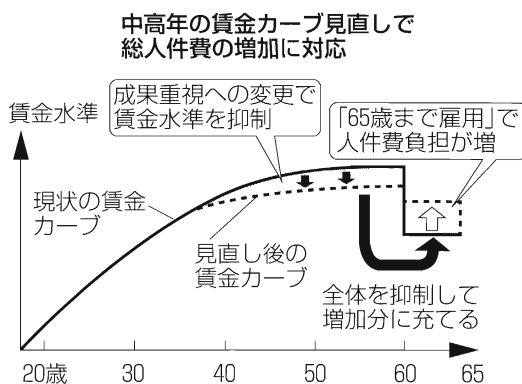
シニアの雇用延長で制度見直し

～経験・スキルを貴重な戦力に～

定年後も働きたいと希望する従業員全員の雇用を義務付ける「改正高年齢者雇用安定法」が今年4月から施行される。この法律は、会社員が加入する厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、定年後に無収入になるシニア層が生じるのを防ぐことが狙い。

シニアの雇用延長により総人件費上昇は避けられないことから、改正法の施行を目前に、企業では給与水準を下げるなど新たな人事制度を適用する例が多い。

具体的な例をみると、A社では社員を65歳まで継続雇用するため、今秋から主に40～50代の社員の賃金カーブを抑制する新たな制度を導入することを労使間で合意した。これまでは年功的な要素が強かった賃金体系を圧縮し、成果反映を強める。高い成果を上げた社員の年収は増えるものの、平均すると40代以降の賃金は抑えられる見込みだという。その分をシニアの雇用延長で増加する人件費に充てる考え。



このような制度を導入する企業では、中高年の賃金抑制によるモチベーション低下防止のため新たな賃金制度導入への理解を得る十分な説明が必要だ。また、60歳到達前の処遇引き下げが必要だとする企業も多く、40～50代社員を対象に65歳までの人生設計を描けるように社内セミナーなどを開くケースもみられる。

一方、定年を迎えてもバリバリ働ける人は多く、彼らの培ってきた経験やスキルを貴重な戦力として活用することも忘れてはならない。

「技能伝承の断絶」を解決するための若手育成役や、今まで外部委託をしていた業務を任せるといった方策も有効といえる。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

製造業の復活を目指す 新素材開発や中小支援

25年度政府予算案

政府は「成長による富の創出」を図るため、低迷が続く製造業の復活と新成長産業の育成を目指す。新素材の開発や中小企業の支援で“ものづくり”の国際競争力を回復し、再生医療の実用化や新事業への資金供給などで、新たな経済のけん引役を生み出す方針だ。

製造業の復活に向けては、革新的な部品や素材の研究・開発支援に119億円を新規で計上。航空機の部品などに使われる軽量のチタン合金や炭素繊維複合材料の強度向上のほか、バイオマスからプラスチック素材を製造する技術の開発を促し、産業競争力の中核となる技術の確立を目指す。

ものづくりを支える中小企業対策予算（復旧・復興関連を除く）は、平成24年度当初予算から

ほぼ横ばいの1811億円とした。資金繰り支援に加え、製造コストの削減につながる鋳造や切削加工など生産技術の高度化の研究費用などを盛り込んだ。

また日本のアニメやファッション、音楽などを海外に広める「クール・ジャパン」事業では、産業投資特別会計から500億円を出資して「クールジャパン・ファンド（仮称）」を創設する。日本企業が海外で関連商品を集めたショッピングモールの建設などに共同出資し、文化産業の海外事業を支援する方針だ。

一方、成長が見込める医療・健康産業の育成では、24年度当初予算から61.8%増の167億円を計上、大幅に増額した。iPS細胞の研究・開発で注目を集める再生医療分野では、人工皮膚などの製品数を増やすため10億円を新たに盛り込んだ。研究機関に安全性などについての治験データの収集を委託し、製品として認められるまでのハードルとなっている薬事法の審査条件の緩和につなげる。

審 決 紹 介

商標「シャンパン・ド・リュフロゼ ペシュレジャパン株式会社」は、構成中「シャンパン」が「フランスのシャンパーニュ地方で作られる発泡性葡萄酒」として、我が国の一般需要者に広く知られているが、当該シャンパン・ド・リュフロゼワインを使用した商品に使用しても、公の秩序又は善良の風俗を害する虞はない、と判断された事例（不服2011-27258、平成24年7月26日審決、審決公報第153号）

1 本願商標

本願商標は、「シャンパン・ド・リュフロゼ ペシュレジャパン株式会社」の文字を標準文字で表してなり、第30類「シャンパーニュ地方で作られた洋酒入りの菓子及びパン」を指定商品として、平成23年2月17日に登録出願されたものである。その後、指定商品については、「シャンパーニュ地方で作られた発泡性ロゼワイン入りの菓子及びパン」と補正されている。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は構成中に『シャンパン』の文字を有する処、該語は『フランスのシャンパーニュ地方で作られる発泡性葡萄酒』を意味するものとして我が国の一般需要者の間に広く知られている。そして、シャンパーニュ地方の葡萄酒製造者等が永年その土地の風土を利用して優れた品質の発泡性葡萄酒の生産に努めてきたこと及びINAO等が原産地名を統制、保護してきた結果、該語よりなる表示の著名性が獲得されたものであることを考慮すれば、これを指定商品に使用するときは、著名な『シャンパン』の表示へのただ乗り（フリーライド）及び同表示の稀釈化（ダイリューション）を生じさせる虞があるばかりでなく、シャンパーニュ地方の葡萄酒生産者及び葡萄酒製造者はもとより国を挙げて葡萄酒の原産地名又は原産地表示の保護に努めているフランス国民の感情を害する虞があるというべきである。従って、本願商標は公正な取引秩序を乱し、国際信義に反するものであるから、公の秩序を害する虞があるというのが相当であって、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、前記1の通り「シャンパン・ド・リュフロゼ ペシュレジャパン株式会社」の文字からなるものである。

そして、「シャンパン」の文字は「フランスのシャンパーニュ地方で作られる発泡性葡萄酒」を意味するとして、我が国の一般需要者に広く知られている。

しかしながら、本願商標は前記1の通り、そのシャンパーニュ地方で作られた発泡性ロゼワインを使用した商品について使用するものである。

そうとすれば、本願商標はこれをその指定商品に使用しても、公の秩序又は善良の風俗を害する虞がある商標と認めることはできない。

従って、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

別掲商標は、構成中「彩の国」が埼玉県章とは異なり、別掲（本願商標）
地方公共団体たる埼玉県を表彰するものとして、制定
時に県告示がされたものではなく、自由に活用できるよ
うにとの考えの下、愛称として採択され、特定の事業を
表示する標準ではないから、商標法第4条第1項第6号
に該当しない、と判断された事例（不服2012-1809、
平成24年7月31日審決、審決公報第153号）

1 本願商標

本願商標は別掲の通りの構成からなり、第30類に属する願書記載の通りの商品を指定商品として、平成22年1月5日に登録出願され、その後、第30類「埼玉県の菓子及びパン」と補正されている。

2 原査定の拒絶の理由

原査定は、「本願商標はその構成中に、埼玉県の愛称を表示する著名な標章『彩の国』の文字を有するものである。従って、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断して、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は別掲の通り、構成中右側に「彩の国」の文字を、左側に一文字分下げて「七福神」の文字を2列に縦書きしてなる処、「彩の国」の文字は埼玉県のウェブサイトによれば、平成4年11月14日に埼玉県の愛称として選定されたものであり、「七福神」の文字は「七柱の福德の神。大黒天・蛭子・毘沙門天・弁財天・福祿寿・寿老人・布袋」を意味するものである。

そして、「彩の国」の文字は埼玉県章とは異なり、地方公共団体たる埼玉県を表彰するものとして、制定時に県告示がされたものではなく、自由に活用できるようにとの考えの下、愛称として採択されたものであって、特定の事業を表示する標準ではない。

そうすると、「彩の国」の文字は国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標準とは言えない。

従って、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく1取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

昭和28年	商標登録第 427702号～第 429222号
〃 38年	〃 第 619639号～第 622398号
〃 48年	〃 第 1020588号～第 1023674号
〃 58年	〃 第 1599701号～第 1607633号
平成5年	〃 第 2553501号～第 2563506号
平成15年	〃 第 3371453号～第 3371453号
平成15年	〃 第 4687573号～第 4695521号

各年の7月1日～7月31日までに設定登録された商標権

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成22年3月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは2月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらお問い合わせください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などございましたら、お知らせ下さい。

審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
24年10月分	26,994	10,680
前 年 比	106%	119%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm